

研究助成に関する規程

第1条 目的

この規程は、総会学術大会および秋季学術大会にて研究発表を行う九州支部会員を研究助成するための諸条件を定める。

第2条 財源

本研究助成費用は、九州支部研究助成奨励資金から支出する。

第3条 委員

研究助成の事業を遂行するために研究助成委員会を設ける。構成員は副支部長3名と研究助成担当理事とする。

第4条 研究助成金

- (1) 助成項目 総会学術大会および秋季学術大会における研究発表に必要とされる経費（旅費、宿泊等）とする。ただし、英文校正助成も可能とする。
- (2) 支給金額 研究助成1件につき5万円、英文校正助成の場合は1件につき2万円とする。
- (3) 支給件数 総会学術大会と秋季学術大会をあわせて、予算額内の件数を限度とし、総会学術大会で予算額を満たした場合は、秋季学術大会での募集は行わない。

第5条 応募資格

- (1) 継続して2年以上の正会員であり、かつ、年度会費が完納している者。
ただし、在籍期間については学生会員期間を1/2カウントとして認定する。
- (2) 他の団体の助成金支給を受けていない者
- (3) 過去に本助成金の支給を受けていない者
- (4) 総会学術大会および秋季学術大会に演題を申し込む者

第6条 募集方法

支部のホームページと会誌にて公募する。

第7条 選考基準

研究助成に関する細則に基づいて選考を行う。

第8条 選考手続

研究助成委員会が選考し、九州支部理事会の承認を得る。

第9条 報告義務

演題採択された場合は、事務局に報告する。

また、大会開催後1ヶ月以内に、所定の様式の報告書を事務局に提出する。なお、研究の成果は論文としてまとめ、本学会誌に投稿することが望ましい。

第10条 応募手続

別に定める様式により、申請書を事務局に提出する。

第11条 この規程は理事会の決議により変更する事ができる。

附 則

本規程は、平成25年6月8日から発効する。

平成27年2月21日一部改訂

平成28年4月1日一部改訂

平成29年7月14日一部改訂

平成30年11月9日一部改訂